

地域まるっと中間管理方式

－第5回「中部圏の農業とインフラに関する研究会」報告

公益財団法人中部圏社会経済研究所 上席研究員・部長 藤井 康宏

農村人口の減少、災害や過酷気象の頻発、資材の高騰など、日本の農業は大きな問題に直面している状況下で、食料・農業・農村基本法の改定において、「食料安全保障」（フードセキュリティ）が重要な理念として明記された。

食料安全保障の確保においては、食料の安定的な供給（国内の農業生産の増大、安定的な輸入および備蓄）、合理的な価格の形成などとともに地域における適切な取り組みが不可欠である。

このような状況下において、当財団では、中部圏域におけるフードセキュリティの確保に向けたインフラに着目し、川上（生産）、川中（加工・流通）、川下（消費）それぞれの現状と課題を明確にする目的で、当研究会を立ち上げた（座長 立川雅司 名古屋大学大学院環境学研究科教授）。

本研究会は、レジリエンスの視点から「南海トラフ地震など、いざという時に食料供給をどのように確保するか」を方向性とし、そのためのインフラ上の課題やショートフードサプライチェーンの意義に留意し、自治体やより小規模な地域を想定した課題とその対応を検討する。

第4回研究会（2025年8月26日開催）^(※1)では、ロジスティックス分野におけるBCPと災害対応に関して、食料支援物資を事例に中間在庫の差配、都市部・農村部での対応、情報収集・処理などの課題について議論を行った。

今回の第5回研究会（2025年11月5日開催）では、農業生産基盤および農村地域の持続的継承に向けた新たな取り組みを理解し、今後のフードセキュリティの確保やインフラ整備などへの検討につなげることを目的に、魅力ある地域づくり研究所代表の可知祐一郎氏より「地域まるっと中間管理方式－地域の農地を地域のみんで守る－」のテーマで基調講演をいただいたので、その内容の主要部分および意見交換内容について、以下の通り報告する。

【要旨】

基調講演：「地域まるっと中間管理方式」－地域の農地を地域のみんで守る－

講師：魅力ある地域づくり研究所 代表 可知 祐一郎 氏

研究会委員：立川 雅司（座長）、生源寺 眞一（顧問）、石井 勇人、高橋 克也、林 直樹、福与 徳文、松田 裕子

◇日本の農地の約4割は条件不利地である。今後の食料安全保障を考える上で、こうした農地と地域を守る視点から、一般社団法人の非営利型が有効であると考え、2017年に「地域まるっと中間管理方式」（以下、「まるっと方式」）を提唱した。

◇地域に新規就農者を呼び込むには、受け皿づくりが必要であり、「魅力ある地域づくり」と「地域が主体的に行動を起こすこと」が成否を分ける。

◇「まるっと方式」のメリットは、「担い手と自作農家が共存可能」、「事務負担の軽減」、「設立の簡便性」、「税制面のメリット」、「加入の柔軟性」の5点であり、重要なポイントは、地域の農地を守

(※1) 中部圏研究 VOL.233 (2025.12) 参照

るために、自作希望農家も含めて協力できる仕組みであること。
 ♪地域の農地を守るには、新規就農者を確保し、その人たちが地域で生活できる収入を確保すること、そして、基盤整備が重要となる。
 ♪地域の相談を受ける側の行政は、「まるっと方式」を理解した上で、地域の声に耳を傾け、柔軟に対応することが必要である。

「地域まるっと中間管理方式」－地域の農地を地域のみんで守る－



可知 祐一郎 氏 魅力ある地域づくり研究所 代表

【略歴】

- 1982年に愛知県に入庁
食育推進課長、農業総合試験場副場長、技監を歴任し、2015年に愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）理事長に就任
- 2017年に「地域まるっと中間管理方式」を提唱
- 2019年に退任し、魅力ある地域づくり研究所を設立

1. 「地域まるっと中間管理方式」を提唱した背景

（1）困惑する現場

今日は、私が農地^(※2)バンクの理事長を務めていた2017年に提唱した「地域まるっと中間管理方式」（以後、「まるっと方式」）について、その背景と現在の状況をお話します。

農業や食料生産の基盤は農地であり、そこで生産に携わる人々が生活できることが重要です。国会の代表質問でも「もうかる農林水産業」という言葉がありましたが、実際にそれを実現できるのは一部の人だけで、特に中山間地域は条件が厳しく、多くの方が苦勞しています。そうした地域の人々は、現状の政策に対して距離を置いているのが実情です。

日本の農地の約4割は条件不利地にあります。今後の食料安全保障を考える上で、こうした農地を守り、そこで人が生活できる仕組みをどう構築するかが重要です。

私はその課題意識から8年前にこの方式を提唱

しましたが、現在では各地域で創意工夫を凝らした取り組みが広がり、当初の想定を超える展開になっています。地域課題は狭い範囲の対応では不十分だと強く感じています。

しかし、こうした相談に応じられる人材は全国的に非常に少ないのが現状です。県や市町村で活躍した方が退職後に地元へ戻るケースが多く、私のように「呼ばれればどこへでも行く」という人は全国で2～3人しかいません。農地に詳しい人材も限られています。

私に声がかかるということは、それだけ現場が困っている証拠です。少しでも力になれるよう、相談相手として伴走し、寄り添うことを心がけています。

（2）担い手だけでは農地は守れない

農地中間管理事業は国の肝いりで2014年に始まり、現在で11年が経過しました（図1）。

私の印象としては、条件の良い地域では農地の集積が進んだものの、集約化は依然として課題であり、条件不利地域では集積すら進んでいない状

(※2) 正式名称は農地中間管理機構。改正農業経営基盤強化促進法（2023年4月施行）において法定化された「地域計画」に基づき、所有者不明農地、遊休農地も含め所有者等から借受け、担い手等へ貸付を行い、農地の集積・集約化を推進

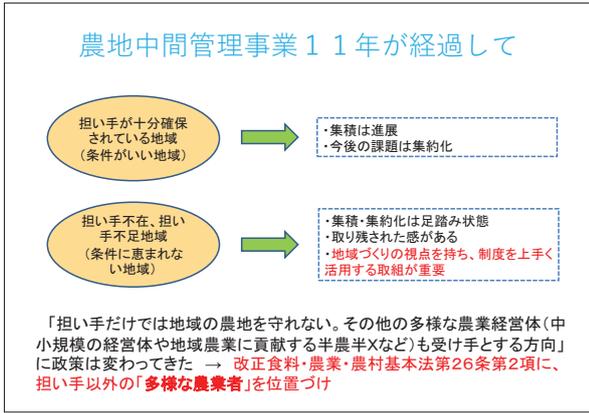


図1 農地中間管理事業11年が経過して

地域集積協力金の活用 (R7)

交付要件: (1)(2)のいずれか一方 + (3)
 (1) 交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること
 (2) 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
 (3) 集積への交付面積のうち1割以上を1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地として貸し付けること

	農地バンクの活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.8万円/10a
区分2	80%超		3.4万円/10a

- 農地バンクの活用率
- 農地バンクへの交付総面積(農機) / 地域の農地面積
- 交付対象面積は、農地バンクへの交付面積 & 農作業受託面積
- 中山間地域は、農林統計上の中間農業地域又は山間農業地域(旧市区町村別)等

- ・ 地域計画を策定した区域、協議の場を設置した区域等が対象
- ・ 交付期間が6年未満の農地は交付対象外(農地バンクの活用率の算定には加算)
- ・ 農作業受託の場合は、基幹3作業を10年以上、交付単価は1/2

図3 地域集積協力金の活用

況です。

私は当初から「担い手だけでは農地を守れない。多様な農業形態が必要だ」と訴えてきましたが、その考え方は2024年に改正された食料・農業・農村基本法第26条第2項に位置づけられました。

政策はこのように変化していますが、国から発信される情報には、具体的な対応策がまだ十分に示されていないと感じます。地域が主体的に考え、先行して取り組み、事例や制度を創り出していくことが重要だと思います。

集約化奨励金の活用 (R7)

交付要件: 翌々年度までに満たすこと
 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること

交付単価表(一般タイプ)

	地域の団地面積の割合	交付単価 (農作業受託)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
区分2	20ポイント以上増加 既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	3.0万円/10a (1.5万円/10a)

交付対象面積: 以下により新たに団地化(増加)した面積

- ・ 農地バンクからの転貸面積
- ・ 農地バンクを通じた農作業受託面積(基幹3作業以上)
- ・ 同一年度内で「地域集積協力金」との重複交付が可能
- ・ 過去に「地域集積協力金(集約化タイプ)」の交付を受けた農地は対象外

図4 集約化奨励金の活用

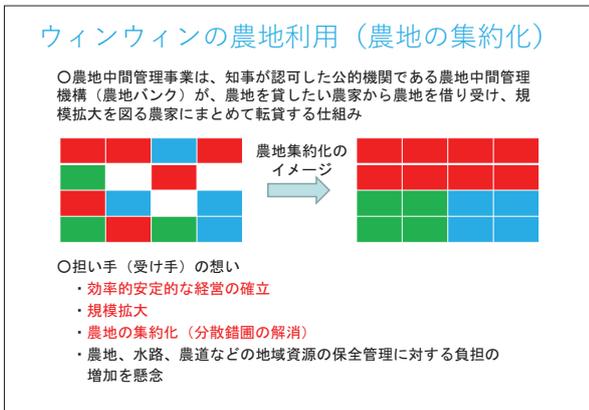


図2 ウィンウィンの農地利用(農地の集約化)

農地中間管理事業は、図2に示したとおり、単なる集積だけでなく集約化を進めることを目的としています。その実現のため、国は機構集積協力金の交付による支援を行っています。

(3) 機構集積協力金の活用

2025年度の制度には、図3と図4に示した2種

類の協力金があります。

「地域集積協力金」は、地域のまとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合に交付されます。さらに、集積した農地をできるだけ集約化するため、「集約化奨励金」が設けられています。これは、地域の農地面積に占める同一耕作者による1ヘクタール以上(中山間地域や樹園地は0.5ヘクタール以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加した場合に交付されます。この条件は、図3に示す交付条件(2)と同じであり、2023年度からこの形になっています。つまり、条件を満たせば、両方の協力金を受け取ることが可能です。

2025年度は残り期間が短いため、2026年度の制度がどうなるかが注目されています。現時点で国から示されている情報は概算要求資料のみで、詳細はまだ不明です。2026年度は「機構集積協力金」ではなく、「農地集約化促進事業支援金」となる見込みです。

2025年度から、従来「相対」と呼ばれていた基盤法の利用権設定等促進事業は新規設定ができなくなり、更新や新規はすべて農地中間管理事業に移行します。つまり、農地法第3条^(※3)以外の利用権設定はすべて農地バンクに集約されることとなります。そのため、機構集積協力金は時代に合わなくなり、集約化を前面に出した予算要求に変わっています。

2026年度の要求内容は、従来の「集約化奨励金」に該当するものと考えられる「集約化加速タイプ」と従来の「地域集積協力金」に相当する「地域集約化実現タイプ」です。ただし、2026年度は集約化に結び付くものだけが対象となる点が従来との違いです。財務省の理解を得て通せるかどうかが目玉されます。

本日お話しする「まるっと方式」は、最初から集約化を前提とし、一般社団法人が農地をまとめて借り受けて担い手となる仕組みなので、2026年度も2種類の支援金を受けられる可能性があります。

(4) 受け皿づくりの必要性

私は講演の際に「10年後の担い手は大丈夫ですか」と必ず問いかけてきました(図5)。研究所を始めて7年目になりますが、今同じ質問をすると答えは以前と変わっています。以前は「5年なら何とかなるが、10年は厳しい」という声が多かったのですが、今は「もう厳しい」という状況です。

2024年までの2年間、全国で地域計画(農業経営基盤の強化の促進に関する計画)を策定してい

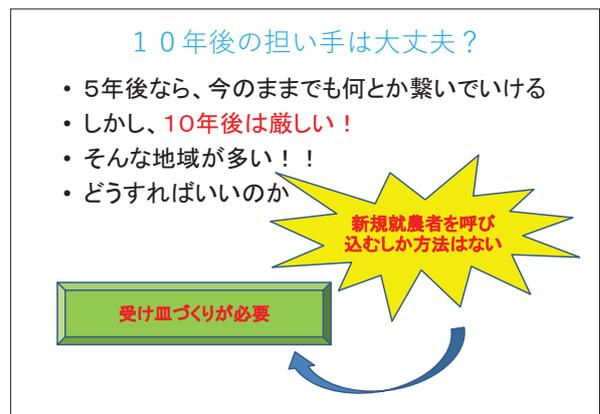


図5 10年後の担い手は大丈夫?

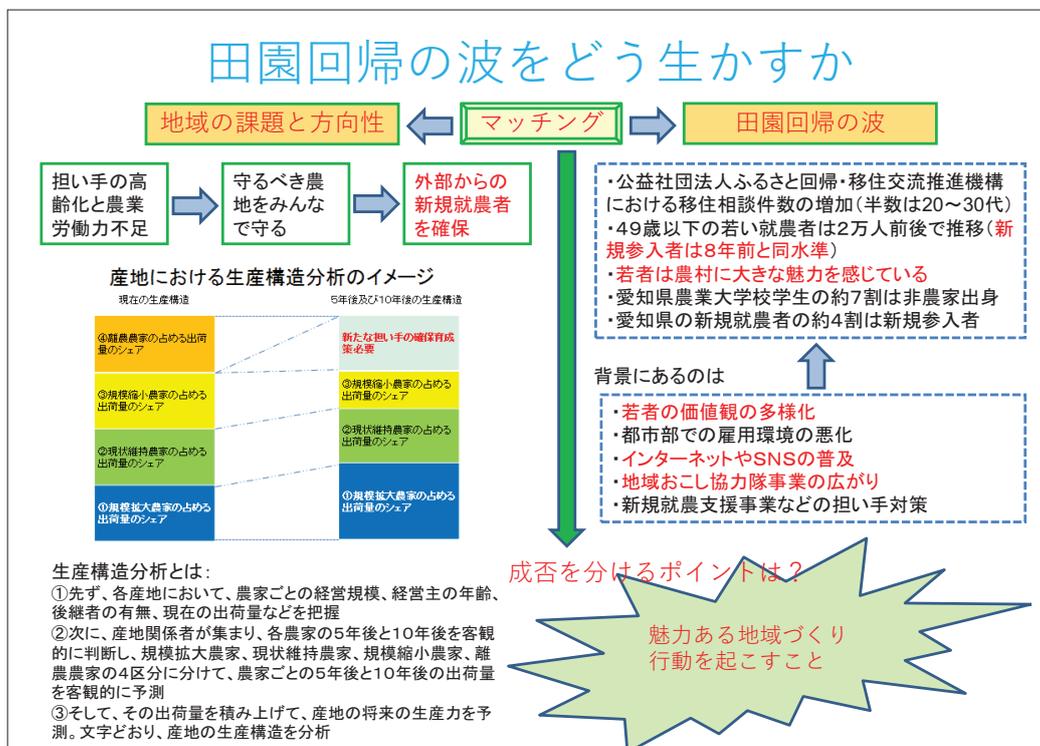


図6 田園回帰の波をどう生かすか

(※3) 農地や採草放牧地の所有権の移転(売買・贈与)、賃貸借、使用貸借、地上権などの設定や移転を行う際、権利移動をする場合は、農業委員会の許可が必要

ます。その目的は、10年後に農地を誰がどのように担い、地域を守るのかを明確にすることでした。しかし、結果として4割以上の農地に受け手がなく、耕作者がいないという現実が見えてきました。これは10年後の話ですが、すでに厳しい状況が始まっています。

今の担い手が何とかやっているうちに、次の受け皿をつくらなければ、「あのときやっておけばよかった」と後悔することになります。地域計画を形式的に作成した地区は多いですが、本当に自分たちの課題として考える地域が増えることを願っていますし、そうした地域と伴走していきたいと思えます。

こうした人材を受け入れるためには、受け皿が必要です。個人農家でも株式会社になる場合や、家族経営で子どもが就農するのであれば受け皿になれますが、そうでない場合は、外部から人を受け入れるのは難しい。したがって、受け皿づくりが必要です。

多くの農村地域は、担い手の高齢化と農業労働力不足という深刻な問題を抱え、地域の農地をどう守るかという課題に直面しています（図6）。そのため、外部から新規就農者を確保したいというニーズが高まっています。

一方、都市部では「田園回帰」の動きが注目されています。公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構による移住相談件数は年々増加し、現在では6万件を超えています。その半数は20代から30代の若者です。また、49歳以下の若い就農者は最近、約2万人前後で推移しています。

新規就農者の状況については、最新データはまだ2024年分が公表されていないため、2023年の資料を基に説明します（図7）。国の調査では、新規就農者を3つのカテゴリーに分類しています。

ここ最近では、2015年には新規就農者が2万3,030人でピークを迎えましたが、その後減少傾向にあり、2023年は1万5,890人となっています。

注目すべきは内訳です。2015年には親元就農（農家出身）が54.4%でしたが、2023年には40.4

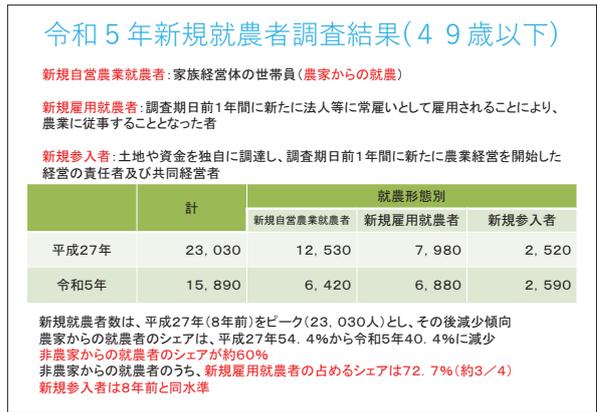


図7 2023年新規就農者調査結果(49歳以下)

%に減少しました。つまり、非農家出身の就農者が約6割を占めています。さらに、非農家出身者のうち、法人等に雇用されて農業に従事する「新規雇用就農者」が4分の3を占めています。このような状況を踏まえると、新規就農者を呼び込むには、受け皿づくりが必要です。

一方、自ら経営を始める「新規参入者」は、有機農業に強いこだわりを持つ人も多く、8年前と同水準を維持しています。

再度、田園回帰の話に戻りますが、若者が農村に魅力を感じる背景には、価値観の多様化、インターネットやSNSの普及による生活の利便性向上、そして地域おこし協力隊事業の広がりがあります（図6）。地域おこし協力隊は住民票を移し、3年間を上限に地域課題の解決に取り組めますが、その終了後、65%が地域に定住しているという調査結果があります。最近では、新規就農者の研修目的で協力隊を募集する自治体も増えています。

協力隊の報酬は年間480万円が上限ですが、実際には間に立つ団体が経費を差し引くため、全額が本人に渡るケースは少ないものの、収入ゼロではなく、研修を受けながら生活できる仕組みです。本来の協力隊事業の趣旨とはやや異なりますが、本人にとっても地域にとってもプラスであれば良い取り組みだと考えます。

こうした取り組みの成否を分けるポイントは、私の考えでは「魅力ある地域づくり」と「地域が主体的に行動を起こすこと」です。

(5) 地域活動を進めるポイント

地域でこうした取り組みを進めるために、私が重要だと考えるポイントは4つあります(図8)。リーダーの存在、現況把握、危機感の共有、そして行動を起こすことです。

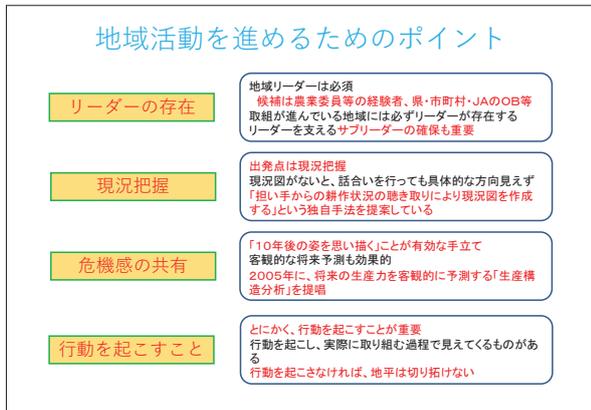


図8 地域活動を進めるためのポイント

まず、地域リーダーは不可欠です。リーダーがない場合は、地域で発掘する努力が必要です。

次に、出発点は現況把握です。地域計画の中で現状を正確に把握できているかが重要です。中には「10年後の姿が現況だ」という認識の地域もありますが、実際の現況を把握できていない場合は、2025年度に予定されているブラッシュアップの機会に改善してほしいと思います。

例えば稲作では、耕起・代かき、田植え、収穫・乾燥・調製という基幹三作業がありますが、一部だけを外部に委託しているケースが多く見られます。将来的には、コンバイン、トラクター、田植え機の故障が順次発生するため、こうした機械の状況を含めて現状を把握することが重要です。私は機会あるごとにこの話をしていますが、そこまで踏み込んで現況把握をしていない地域が多いのが現実です。

3点目は危機感の共有です。10年後の姿を思い描けば、危機感は必ず共有できるはずで、それが地域計画で示された10年後の目標地図です。

しかし、「大変だ」という認識だけでは不十分で、その次に必要なのは行動です。行動に結び付けなければ、いくら話し合いや検討を重ねても、

結果を検証することはできません。必ず成功するとは言えませんが、行動を起こさなければ、これまでの検討が無駄になる可能性があります。私は常に「ぜひ行動に移してほしい」と伝えています。

(6) 集落営農組織の役割

日本の農家の一部には、企業経営を行い、海外展開する方もいます。施策がそうした層を対象に組まれているように感じることもあります。多くの農家や生産者は家族経営を続けたいと考えていると私は思います(図9)。その思いをかなえる仕組みをつくるべきです。しかし、担い手の高齢化や後継者不足を考えると、個別経営だけでは地域の農地を守れないのも事実です。

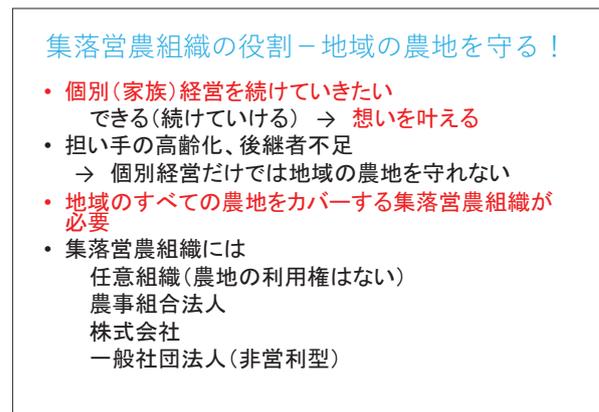


図9 集落営農組織の役割

そこで、地域の農地をカバーする集落営農組織が必要だと考え、私はその仕組みを提唱しました。

集落営農組織には大きく2種類あります。任意組織と法人組織です。任意組織は農地の利用権を持たず、実質的には個別経営の集まりになるため、外部からの新規就農者の受け皿にはなりにくいと考えます。

法人組織では、ほとんどが農事組合法人です。農事組合法人には歴史がありますが、限界もあります。利益追求を重視する場合は株式会社という選択肢もありますが、私は農地と地域を守る視点から、一般社団法人の非営利型という方式も有効だと考え、提唱しています。

2. 「地域まるっと中間管理方式」の制度の概要

(1) 「地域まるっと中間管理方式」の仕組み

ここから「まるっと方式」について説明します(図10)。

「まるっと」という言葉は東海地方の方言で、標準語では「まるごと」にあたります。

この方式は、守るべき農地をできる限り地域全体でまとめて管理することを目指します。理想は100%ですが、現実的には難しく、必ず反対する人もいます。とはいえ、100%でなければ成立しないわけではありません。協力金の制度では80%という目安があり、8割程度の農地が集まれば「まるごと」と言えると考えています。農地中間管理事業を活用し、機構集積協力金を地域法人の活動資金に充てることを想定しています。

進め方は、最初に、集落などを単位として非営利型一般社団法人を設立します。一般社団法人は定款に市町村名までしか記載しないため、エリアの制約はありませんが、協力金の算定には分母が必要のため、合意形成できる範囲で話し合いを進

めることが望ましいです。広い範囲で始めると率が下がるため、まずは集落単位で始め、隣接集落へ展開する方法が有効です。そして、担い手や農地の出し手だけでなく、自作農家も含め、みんなを仲間にする。

次に、地域の農地を農地バンクに貸し出し、農地バンクはそれを一般社団法人にそのまま貸し付けます。

その次がポイントです。耕作者がいない農地は法人が直接経営します。一方、「まだ耕作できる」と考える自作農家や担い手とは特定農作業受委託契約を結び、従来どおり耕作を続けてもらいます。耕作できなくなった時点で法人が直接経営します。

地域計画では、将来の担い手不足を見通し、5年後には1人、10年後には2～3人の新規就農者を呼び込むなどの計画を立てる必要があります。

(2) 「地域まるっと中間管理方式」のメリット

この方式のメリットは次の5点です(図11)。

1点目は、担い手と自作農家が共存できます。「自分でやりたい人も仲間に」という考え方で、地域全体で農地を守る仕組みができます。農事組

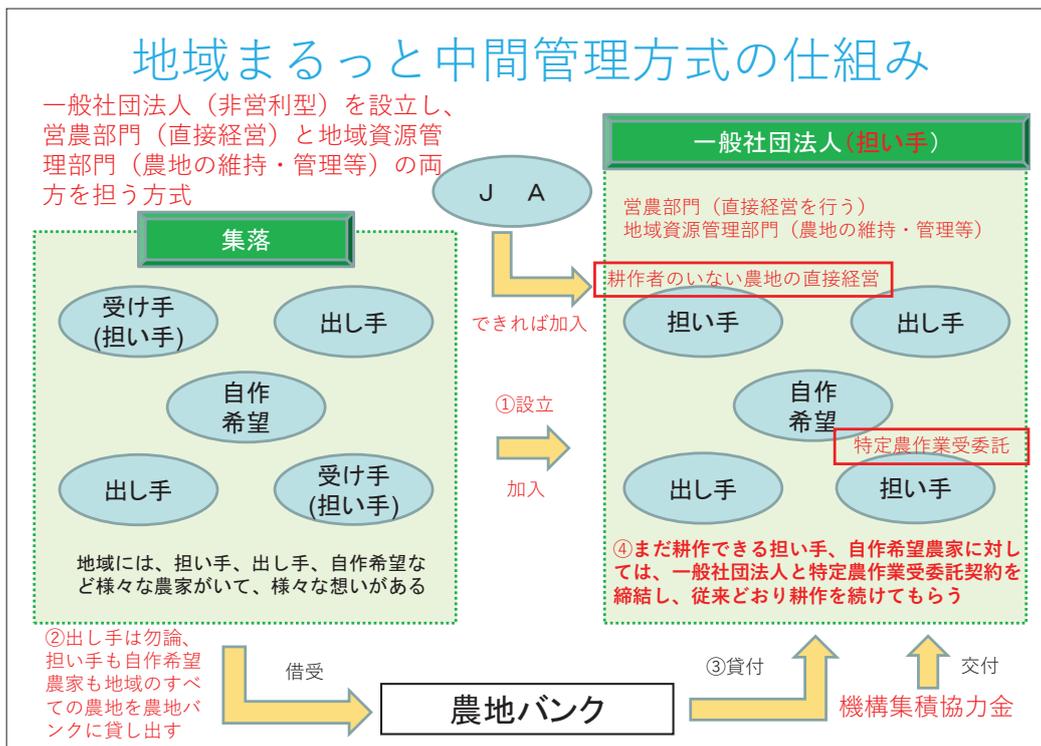


図10 「地域まるっと中間管理方式」の仕組み

地域まるっと中間管理方式のメリット

- ・担い手同士及び自作希望農家が共存できる。それは、**特定農作業受委託方式**をとることにより成り立つ
- ・中山間地域等直接支払、多面的機能支払等の取組の受け皿になる
- ・設立が簡便
- ・収益事業以外は非課税なので、**機構集積協力金等は非課税**
- ・事業の制限がないので、商工業者も加入できる。定款に位置付ければ基金出資も受けられる。

総合的に地域づくりに取り組みたい地域に適した方式

図11 「地域まるっと中間管理方式」のメリット

合法人では法人名義で出荷するため、個別経営を希望する人は参加しにくく、溝が生じます。

2点目は、事務負担の軽減です。中山間地域の多面的機能支払などは別組織で運営されることが多く、事務担当者の高齢化が課題です。「まるっと方式」では事務を一元化し、効率化できます。

3点目は、設立の簡便性です。行政の関与がないため、設立は容易です。地域の合意形成ができれば、1か月程度で法人設立が可能です。

4点目は、税制面のメリットです。非営利型法人のため、収益事業以外は非課税であり、機構集積協力金などには課税されません。

5点目は、加入の柔軟性です。事業の制限がないため、農業者だけでなく非農家や商工業者も参加できます。農地を守ることは地域を守ることにつながるため、総合的な地域づくりに適した方式です。

(3) 担い手としての認定農業者

地域が設立した一般社団法人は、農地をまとめて借り受けます。ただし、農地中間管理事業は担い手への集積を促進する施策であるため、受け手となる一般社団法人は「担い手」として認定される必要があります(図12)。担い手の範囲は4類型に分かれますが、このケースでは認定農業者になることが求められます。

認定農業者になるためには、基盤法第12条または第23条に基づく認定が必要です。第12条では市町村基本構想の所得目標が課題となり、これに苦

農地集積の対象となる「担い手」の範囲

①認定農業者
②基本構想水準到達者
③集落営農経営(任意組織)
④認定新規就農者

認定農業者になるには2つの方法がある

根拠	基盤法第12条	基盤法第23条
手続き	農業経営改善計画認定申請書を作成して市町村等に申請し、認定を受ける	地権者の三分の二以上が構成員となっている農用地利用改善組合が特定農用地利用規程を定め、一般社団法人を特定農業法人に位置づけ、市町村から認定を受ける
ポイント(留意点)	市町村基本構想に適合する必要あり(所得目標をクリア)	所得目標はない 農用地利用改善組合の設立が必要
事例	右以外	一般社団法人里地里山ネット漆立 一般社団法人馬路町農地管理センター 一般社団法人アグリエト

図12 農地集積の対象となる「担い手」の範囲

労するケースが多いですが、第23条には所得目標が関係しない認定手法があり、最近はこちらを選択する事例が増えています。

(4) 特定農作業受委託契約

次に、特定農作業受委託契約について説明します(図13)。この契約は、農作業を委託することを約したもので、受託者が農産物の生産に必要な基幹的作業を行い、生産した農産物を受託者名義で販売できます。販売収入は農作業および販売の対価として充当されます。契約締結後、販売権は受託者にあります。

特定農作業受委託とは？

農作業を委託することを約した契約であり、

- ①受託者が農産物の生産のために必要な基幹的な作業を行うこと
- ②生産した農産物を受託者の名義で販売できること
- ③その販売による収入の程度に応じ、その収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること

→ 契約を締結すると、**販売権は受託者**にある

甲(一般社団法人)

委託 →

← 受託

乙(自作農家等)

一般社団法人は受託者から一定額を徴収し、徴収した一定額は、農地バンクへ支払う借賃に充当される

基幹的な作業

稲: 耕起・代かき、田植、収穫・脱穀
麦・大豆: 耕起・整地、播種、収穫
その他の作物: 稲、麦、大豆に準ずる作業

※使用貸借契約では金額は0円となる

図13 特定農作業受委託

この場合、一般社団法人は受託者から一定額を徴収し、その額を農地バンクへの借賃に充当します。ただし、使用貸借契約では一定額は0円となります。県によっては0円の賃貸借契約も認められていますが、愛知県では認められていないため、

使用貸借契約となります。契約形態が異なる場合、変更時には解約が必要です。

(5) 設立費用

設立費用は、自分で手続きを行えば約12万円、司法書士や行政書士に依頼すると約20万円です。設立後の税負担は、利益がなければ法人税や消費税は発生しませんが、法人住民税の均等割（年間7～8万円程度）が必要です。自治体によっては減免措置があり、市町村で対応しているケースが多いので確認が必要です。

NPO法人はほぼ必ず減免されますが、一般社団法人の非営利型は自治体によって扱いが異なります。

消費税については、課税売上高が1,000万円以下なら免税事業者であり続けられます。1,000万円超～5,000万円以下の場合、インボイス制度導入後は簡易課税が選択制となり、申請が必要です。

(6) 「非営利型法人」の要件

非営利型法人の要件は定款で明確に示されます(図14)。主な条件は次の3点です。

剰余金を分配できないこと。解散時に残余財産がある場合は贈与すること。そして、理事およびその親族等（3親等以内）の合計が理事総数の3分の1以下であること。例えば、親族が2名理事になる場合、理事は6名以上必要です。

これらの条件を満たせば、非営利型法人として税務署は収益事業にのみ課税します。設立後は税務署としっかり確認しておくことが重要です。

法人税法上、収益事業は34種類ありますが、農業は含まれていません。農業だけでは収益は発生せず、農産物を販売することで収益が生じます。物品販売業には農産物が含まれるため、農産物を販売すると収益事業に該当します。ただし、「特定の集荷業者等に売り渡すだけの行為」は収益事業に該当しません。つまり、卸売市場やJAへの出荷などの卸売は非課税です。しかし、直売やネット販売などの小売りは収益事業となり、利益が出れば法人税が課税されます。

法人が行う事業としては、物品貸付業（農業機械を会員に貸す）や請負業（農作業を請け負う）が考えられ、これらは収益事業に該当します。

しかし、物品貸付業と請負業を非課税化する

「非営利型法人」の要件は？		
一般社団法人は、定款の定めによって非営利性を徹底することにより「非営利型法人」に該当すれば、法人税法上、公益法人等として取り扱われ、収益事業にのみ課税される。		
	非営利性が徹底された法人	共益的活動を目的とする法人
定義	その行う事業により利益を得ること又は得た利益を分配することを目的としない法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるもの	会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であって、その事業を運営するための組織が適正であるもの
要件	次のすべての要件を満たすもの ①剰余金の分配を行わない旨の定めが定款にあること ②解散時の残余財産を国・地方公共団体・公益法人に帰属させる旨の定めが定款にあること ③剰余金の分配など定款の定めに対する行為を行ったことがないこと ④理事及びその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること	次のすべての要件を満たすもの ①会員相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること ②会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会の決議により定める旨の定めが定款にあること ③特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨及び残余財産を特定の個人又は団体（国・地方公共団体等は除く）に帰属させる旨の定めが定款にないこと ④理事及びその理事の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること ⑤主たる事業として収益事業を行っていないこと ⑥特定の個人又は団体に特別の利益を与えないこと

図14 「非営利型法人」の要件

手法があります。それは、特定法人制度です。

特定法人とは、議決権の総数の2分の1以上を地方公共団体が保有する非営利型法人に該当する一般社団法人です。一般社団法人には資本金や出資金の概念がないため、第三セクターではありませんが、議決権の過半を自治体が持つことで、万一の場合に自治体が責任を負います。運営は当然、その地域が行います。

記載例として、定款には「地方公共団体正会員は、その他の正会員の議決権合計に1を加えた個数とする」と記載します。

最近、こうした事例が出てきましたが、行政は対応の難しさから慎重な姿勢を示すことがあります。

(7) 一般社団法人の運営イメージ

一般社団法人の運営イメージについて説明します(図15)。

まず事業の内容ですが、農地バンクから農地を借り受け、地域内で農地の利用調整を行います。耕作者がいない農地については法人が直接農業経営を担います。一方で、「まだ耕作できる」とい

う人には特定農作業受委託事業を活用し、必要な作業を委託する仕組みを取ります。

農地利用の場面では、法人が直接経営する場合は「直接経営」、特定農作業受委託事業を活用する場合は「特定農作業受委託」となります。さらに、どちらもできないが、農地を守る必要がある場合には、最低限の保全管理を行い、これを農地資源管理事業として位置づけます。

次に構成員についてです。理事は親族関係にない3名以上が必要で、監事は1名でも2名でも構いません。一般社団法人は設立総会で成立するのではなく、設立時社員が定款認証を受け、法務局で設立登記を行うことで設立されます。その際、設立時社員は実印を押す必要があるため、人数が多すぎると手続きが煩雑になります。多くても10名程度が望ましいでしょう。役員以外の設立社員がいる場合、その方々も設立時に関与します。

法人設立後は、数年後にどの程度の人材を呼び込む必要があるかを想定しながら、法人の農業経営に従事する会員や従業員を確保していきます。担い手の中から誰かが指導役を担うことも必要です。それ以外の方は、後に会員として参加しても

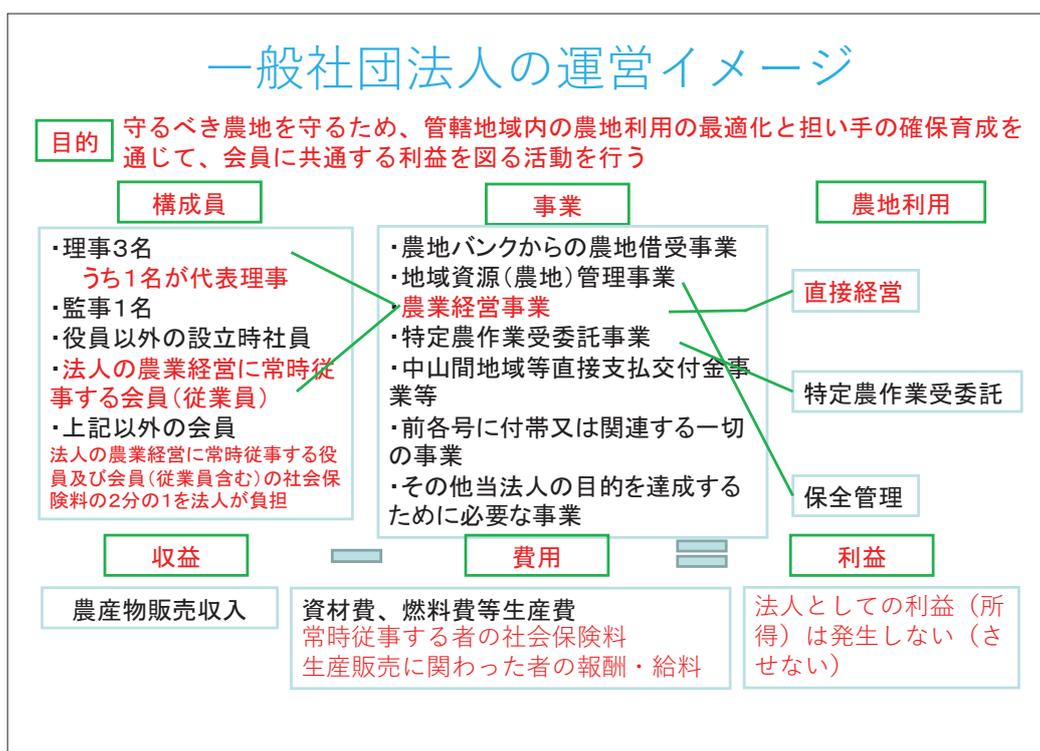


図15 一般社団法人の運営イメージ

らう形になります。

収支については、収益は農産物の販売収入となります。費用は、当面は「自分たちでやれる」という状況でスタートする場合は、直接経営に伴う経費としては、機械を担い手から借りる場合のリース料、燃料費、資材費などが挙げられます。直接経営が本格化すると、株式会社や農事組合法人と同様に、さまざまな費用科目が発生します。生産や販売に関わった人には報酬や給料を支払うため、利益を残さず、先に必要な報酬・給料を支払う形が望ましいと考えています。利益が発生すると、販売方法によって収益事業か非課税事業かの判断が必要になります。税務署と相談し、適切な区分を確認することが必要ですが、基本的には農業経営事業は収益事業と考えるべきであり、利益を後から分配することはできないため、報酬・給料は先払いが適切です。

財務諸表については、法人内部の社員総会では損益計算書形式で報告して問題ありません。ただし、税務署への提出時には、収益事業と非課税事業を明確に区分する必要があります。誤って余分な法人税を課されないよう注意が必要です。地域資源管理事業は非課税事業であり、機構集積協力金もこの区分に入ります。残額は翌年度に全額繰り越し可能で、課税されません。中山間直接支払や多面的機能支払事業が加わる場合は、さらに会計区分を設ける必要があります。

(8) 一般社団法人のメリット・デメリット

一般社団法人のメリット・デメリットを図16、17に示します。

メリットとしては、事業の制限がなく、収益事業のみ課税されること、機構集積協力金が非課税であること、商工業者も加入できることが挙げられます。また、中山間地域や多面的機能支払事業の受け皿になれる点や、自作希望農家も含めて地域全体で農地を守れる点も大きな特徴です。さらに、基金制度を活用することで、出資金に近い仕組みを取り入れることも可能です。

一方、デメリットとしては、登録免許税が6万

一般社団法人のメリット・デメリット①			
一般社団法人やNPO法人も農地を借りて農業をすることができる。認定農業者にもなれる。			
	一般社団法人 (非営利型)	農事組合法人	株式会社
根拠法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	農業協同組合法	会社法
資本金	—	あり	あり
構成員	社員2名以上 (実質4名以上)	農民3名以上	1名以上
事業の制限	制限なし	農業経営法人の場合、 農業・農業関連事業に 限定	制限なし
法人課税	収益事業のみ課税	全所得課税 (従事分量配当15%、19%)	全所得課税 (15%、23.1%)
登録免許税	6万円	非課税	資本金の額の7/1000 (15万円に満たない場 合は15万円)

図16 一般社団法人のメリット・デメリット①

一般社団法人のメリット・デメリット②			
	一般社団法人 (非営利型)	農事組合法人	株式会社
定款認証	手数料5万円 (電子定款:印紙税不要)	不要	必要
組織変更	他の法人形態への 変更不可	株式会社又は一般社団 法人に変更可	農事組合法人への 変更不可
自作希望農家の 対応	特定農作業受委託	法人名義で販売	—
中山間・多面的 等の取組	受け皿になれる	想定していない	—
機構集積 協力金	非課税	課税	課税
商工業者の 基金出資	可(定款に位置づけ)	不可	—

中山間地域等条件に恵まれない地域で、「農地を守る」「地域農業を守る」「集落を維持する」ことを目的とするなら、一般社団法人(非営利型)が最適である!

図17 一般社団法人のメリット・デメリット②

円、定款認証手数料が5万円かかることがあり、電子定款でも手数料は必要です。また、一般社団法人はほかの法人形態に変更できないため、経営が順調になって株式会社に移行したい場合は解散となります。非営利型の場合、解散時の残余財産は贈与する定めがあるため、設立時に将来の方針を考慮する必要があります。

重要なポイントは、地域の農地を守るために、自作希望農家も含めて協力できる仕組みであることです。人材で困っている地域では、事務負担軽減のため、中山間や多面的機能支払事業を横断的に扱う仕組みとして活用することもできます。地域全体で持続的な農地保全を目指すことが望まれます。

(9) 「地域まるっと中間管理方式」の広がり

「まるっと方式」には現在4つのタイプがありますが(図18)、私が当初提唱したのは1番目の

「中山間地域」タイプです。これは、条件に恵まれない地域で一般社団法人が新規雇用就農者の受け皿となることを目的としたものです。しかし、最近では2番、3番、4番のタイプが増えてきています。

「地域まるっと中間管理方式」の広がり		
対象地域	狙い	先行事例
1 中山間地域	一般社団法人が新規雇用就農者の受け皿となる	押井管農組合(愛知県豊田市) 大野もっりの郷(岩手県西和賀町) ふあーむなかつがわ(山形県飯豊町)
2 平地農業地域	一般社団法人の利用調整による集約化	太良庄荘園の郷(福井県小浜市)
3 基盤整備希望地区	担い手への集団化率をクリアして、地元負担ゼロを実現	アグリYODOE(鳥取県米子市) 原ドリームコミュニティ(福島県泉崎村)
4 農村RMO実施地区	事業継続に向けて、一般社団法人非営利型を検討	いであい(岩手県奥州市)

図18 「地域まるっと中間管理方式」の広がり

2番目は平地農業地域での活用です。条件は良いものの、集積は進んでも集約が進まないという課題があります。農地を交換したい場合、例えばAさんとBさんが農地を入れ替えたいと考えても、手続きを経ずに行えば「ヤミ小作」になってしまいます。正式な手続きを取るには、農地バンクを介して権利移転を行う必要がありますが、農地バンクは業務が多忙で細かい相談に対応しきれない状況です。現状では、「まるっと方式」を使わなければ平地農業地域の集約は進まないと考えています。ただし、これを実現するには地域に調整機能が必要であり、調整できる人材がいなければ成立しません。農地バンクを介さないで違法になる懸念もあり、ここが大きな課題です。こうした相談は増えており、国も同様の問題意識を持っていると感じています。

3番目は基盤整備希望地区です。この分野には農水省や政府が数兆円規模の予算を検討しており、財務省との調整が焦点となっています。基盤整備には地元負担が伴いますが、負担があると同意が得られず、事業が成立しません。そのため、地元負担をゼロにする方法が模索されています。

基盤整備事業には大きく二つのタイプがありま

す。

一つは農業競争力強化農地整備事業で、最初から負担ゼロではなく、促進費によってゼロになります。この場合、担い手への集団化率80%、集積率85%をクリアする必要があります。「まるっと方式」では貸付先が担い手になるため、この条件を満たしやすいのです。

もう一つは農地中間管理機構関連農地整備事業で、こちらは最初から地元負担ゼロですが、担い手の集団化率がポイントになります。自作希望者を含めて8割をクリアするには、「まるっと方式」が有効です。

最近では、栃木、茨城、千葉などで講演や相談を行いました。どの地域でも基盤整備の話が出てきますので、事例として「アグリYODOE」（農業競争力強化農地整備事業）や「原ドリームコミュニティ」（農地中間管理機構関連農地整備事業）を紹介しています（後述）。

4番目は農村RMO（Region Management Organization）です。農用地保全、地域資源活用、生活支援を三本柱とし、農地だけでなく地域全体を守る仕組みです。地域計画関連では、1年間で1,200万円が全額補助され、3年間継続しますが、その後は自走が必要です。多くの地域が自走資金の確保に苦労しており、任意組織では事業継続が難しいため、法人化が永続性の意思表示になると考えており、事業継続に向けて一般社団法人の非営利型を検討しています。2022年度に始まり、2024年度には最初の卒業事例が出ました。岩手県奥州市の伊手振興会は2025年2月に一般社団法人化し、現在、農地集積の事務を進めています。このように、「まるっと方式」は多様な形で広がりを見せています。

全国の取り組みは、図19を作成した後にさらに増え、現在は19府県39法人となっています。福島県平田村では法人が2つになり、新たに千葉県山武市にも1法人が設立されました。全体として4割の都道府県に広がっています。これ以外にも、近く和歌山県の県庁担当が私のところに来訪予定であり、年明けには香川県や兵庫県からも講演

府県名	市町村名	府県名	市町村名	府県名	市町村名
岩手	紫波町1、西和賀町1、滝沢市2、一関市1、奥州市1	富山	砺波市1	島根	益田市1
山形	飯豊町1、山形市1	福井	小浜市1	岡山	津山市1
福島	磐梯町2、泉崎村2、石川町1、西会津町1、喜多方市1、平田村1	愛知	豊川市1、豊田市1	広島	神石高原町1、三次市1
茨城	下妻市1、土浦市1	滋賀	米原市1	福岡	朝倉市1、福智町1
栃木	芳賀町1	京都	亀岡市1		
長野	豊丘村1	奈良	奈良市1		
新潟	佐渡市1	鳥取	日南町2、米子市1		

図19 全国取組一覧

依頼を受けています。香川県からは「予算を組んで取り組みたいので、全国の事例を教えてください」という要望があり、まとめた結果が図19です。

3. 事例紹介

(1) 太良庄荘園の郷

ここからは事例を簡単に紹介します。福井県小浜市太良庄地区の「太良庄荘園の郷」は、平地農業地域で水田が広がる地域です。課題は、農事組合法人1つと認定農業者4人が存在するものの、

高齢化が進み、後継者がいない方もいるため、耕作できなくなった場合にスムーズに次の担い手へ引き継げるかという点でした。この地区のリーダーが「まるっと方式」を知り、法人内で利用調整が可能だと判断して導入しました。

ここが全国第1号の事例で、私が直接関わったわけではありませんが、同じ課題意識を持っていたことに驚きました。最新情報では、毎年約5ヘクタールの農地を交換し、集約化を進めています。担い手同士の分散錯圃が集約化の最大の障害ですが、この方式により交換が可能になった好事例です。

(2) 押井宮農組合

続いて紹介するのは、愛知県豊田市押井地区の「押井宮農組合」です。ここは非常に小規模な地域で、中山間地で米作りをしています。個別経営であれば問題ありませんが、人を雇うとなると、通常の販売価格ではとても採算が取れません。

そこで、この地域が考えたのが「源流米ミネアサヒCSAプロジェクト」です（図20）。愛知県の中山間地域で栽培される良食味米のミネアサヒを、



図20 源流米ミネアサヒCSAプロジェクト

山からの水だけで育てます。CSA（Community Supported Agriculture）は「地域支援型農業」と訳され、消費者が生産者に代金を前払いし、定期的に農作物を受け取る契約を結ぶ仕組みです。農の恵みや喜び、そしてリスクを生産者と消費者が共に分かち合う考え方です。

押井宮農組合では、このCSAの考え方をさらに進め、単なる米の販売ではなく、再生産価格を負担する「米の自給家族」という仕組みを提唱しました。この名称は商標登録されています。地域農林経済学会で発表した際、ある大学の先生から「商標登録はしないのか」と質問され、代表理事は「みんなに使ってほしいから登録しません」と答えました。すると先生から「みんなにあってほしいなら、商標登録しないと逆に使えなくなる」と指摘され、それは困るということで、すぐに登録に動いたという経緯があります。

現在、この組合では約500俵（1俵=60kg）の米を生産しています。中山間地で木が伸びて日当たりが悪くなっているため、収量は1反（10アール）あたり5俵程度とのことですが、10町歩の農地をこの仕組みで守っています。再生産価格3万9,000円のすべてを生産者に戻すわけではなく、2万7,000円から3万円程度ですが、生産者は「この額なら、自分ができなくなっても、息子に後はやってくれと言え」と話しており、継続性に光が見えてきた事例です。

（3）大野もっこの郷

次に紹介するのは、岩手県西和賀町大野地区の「大野もっこの郷」です。この地域は約80ヘクタールの農地を抱える豪雪地帯です。2021年当時、任意の集落営農組合が全体の約3分の1程度を耕作していましたが、機械を導入したいという思いから法人化を検討しました。しかし、どの方法も折り合わず、最終的に「まるっと方式」を採用することになりました。

組合長から「現地に来て指導してほしい」という要請を受け、私も現地で対応しました。2021年9月に法人を設立し、翌10月には自ら耕作してい

た約33ヘクタールに自作農家が持つ約30ヘクタールを加え、全体の8割近くの面積を集積することができました。現在では、直接経営が42.5ヘクタールに達し、全体の約7割を占めています。つまり、3分の2以上が法人による直接経営となっており、これは全国でも直接経営の割合が最も高い法人です。この状況は、自分で耕作できる人が急速に減っている現実を示しています。

（4）アグリYODOE

次に紹介するのは鳥取県米子市淀江地区「アグリYODOE」です。この地域では、基盤整備として農業競争力強化農地整備事業に取り組みました。ここでも「自分で農業を続けたい」という人にはできるだけ耕作を続けてもらうことを重視し、そのために「まるっと方式」を導入しました。法人がすべての農地を借り受ける形をとり、ほ場整備を行った結果、集積率は100%となりました。これにより、地元負担が発生せず、ゼロになっています。

また、この地域では多面的機能支払事業の業務を法人で担おうとしましたが、うまくいかず、別の組織を設立しました。その後、その組織から業務委託を受けることで、受託料を活用し、事務局員を雇用しています。高額な給与は出せませんが、年間150万～160万円程度の手当を確保できています。このように、業務委託料を活用して事務局員を雇用する仕組みは、ここが最も先行した事例であり、ほかの地域ではまだここまでの金額を出せていないのが現状です。

（5）原ドリームコミュニティ

次に紹介するのは、福島県泉崎村原地区の「原ドリームコミュニティ」です。この地域は平地農業地域ですが、条件の良い農地だけが残り、そのほかは耕作放棄地になってしまうのではないかと懸念がありました。そこで、老朽化した農業用排水施設やパイプラインの整備を行い、区画を大きくしてほ場整備を進めたいという地元の強い要望がありました。地域で合意が形成されたこと

から、農地中間管理事業を活用し、ほ場整備に取り組むことになったのです。

2024年に採択申請を行い、2025年度に事業採択が決定しました。2026年度から着工予定です。

(6) ふぁーむなかつがわ

最後に紹介するのは、山形県飯豊町中津川地区の「ふぁーむなかつがわ」です。この地域は豪雪地帯で、かつてダムの建設により14集落のうち4集落が水没し、村や地域が崩壊する危機に直面しました。その時期に中津川地区むらづくり協議会が立ち上げられ、現在も活動を続けています。非常に粘り強い地域だと感じています。

2002年に設立された集落営農組織は、手いっばいの状態で、このままでは農地が荒れてしまうという危機感から、むらづくり協議会内に農業検討特別委員会を設置し、7回の委員会を開催しました。当初は2021年度中に方針をまとめる予定でしたが、飯豊町の農業委員長が「まるっと方式」に触れる機会があり、地区全体を包括する組織が必要だと判断し、2021年度中に導入を決定しました。

2022年度にオンラインで講演を行い、その後現地にも足を運び、案内を受けながら地域の思いを直接聞きました。

その後、取り組みはスムーズに進み、2023年5月に法人を設立し、認定農業者にもなりました。2023年度中には農地の集積も進めましたが、任意の集落営農組織を含めなかったため、集積率は50%を超える程度でした。それでも、約2,500万円の機構集積協力金を交付され、共同利用施設や農業機械の整備に活用しています。

2024年の夏には「新・農業人フェア」に参加し、2名の新規就農者を雇用しました。初年度から10ヘクタールの直接経営を行い、2025年は20ヘクタールに拡大しています。こうした取り組みには担い手が必要であり、そのためにフェアに参加しましたが、雇用した方々が定着できるかどうかは今後の課題です。

この地域の良さは、移住者が地域に溶け込みや

すい風土があることです。案内してもらった際、地域のあちこちに移住者がいました。農業の担い手だけでなく、事務の担い手も「今は難しいかもしれないが、将来的にやってくれそうだ」という人が目星をつけられているようです。非常に良い地域だと感じており、今後も伴走していきたいと思っています。

4. まとめ

最後に、農地を守るために私が考えていることをお話しします（図21）。

地域の農地を守っていくために必要なこと

①新規就農者の確保

②収入の確保

認定新規就農者の所得目標**250万円以上**を確保できるプランを作成し、情報発信

- ・ **地域おこし協力隊**の活用(年間480万円、上限3年間)

- ・ **集落支援員の活用**(専任は年間485万円、年数制限なし)

- ・ 多業で生計を立てる**半農半Xの提案**(Xは除雪、草刈り、買い物支援、移動支援、高齢者福祉など地域内にある農業以外の仕事)

③基盤整備

図21 地域農地を守るために必要なこと

新規就農者を確保し、その人たちが地域で生活できる収入を確保することが重要です。収入を農業だけで成り立たせるのは難しいため、その地域にある仕事を組み合わせ、地域ごとに異なる生活モデルを提示する必要があります。「この地域ならこういう収入の機会があり、こういう暮らしができます」という提案を行い、それに合う人を呼び込むことが大切です。

もう一つは基盤整備です。条件の悪い地域だけでなく、集約化の課題もあるため、「まるっと方式」は今後さらに広がっていくと考えています。

まずは地域の人々が力を合わせて農地を守ることです。時代に逆行しているように見えるかもしれませんが、ここに立ち返らなければ日本の農地は守れないと私は思っています。こうした取り組みが各地で広がり、その周辺にも波及効果が生ま

れることを期待しています。時間は限られていますので、できるだけ早く広げていく必要があります。

5. 意見交換

基調講演内容について、研究会委員（図22）で意見交換した内容を以下に記す。

区分	氏名	所属
委員 (座長)	立川 雅司	名古屋大学 大学院環境学研究所 教授
委員 (顧問)	生源寺 眞一	公益財団法人 日本農業研究所 研究員 東京大学・福島大学 名誉教授
委員	石井 勇人	株式会社共同通信社 アグリラボ編集長 宮城大学特任教授
委員	高橋 克也	東洋大学 食環境科学部 フードデータサイエンス学科 教授
委員	林 直樹	金沢大学 人間社会研究域 地域創造学系 准教授
委員	福与 徳文	茨城大学 農学部 地域総合農学科 教授 地域未来共創学環 学環長
委員	松田 裕子	三重大学 大学院地域イノベーション学研究所 教授

図22 研究会委員（五十音順）

（1）「押井営農組合」の取り組み

福与：押井営農組合に関してお聞きします。フードセキュリティを考える際、まず農業生産をしっかり維持することが重要であり、農地が失われていく現状に対する対策としての「まるっと方式」については十分理解できました。その中で私が気になったのは押井営農組合が「自給家族」というコンセプトを打ち出していることです。

フードセキュリティにおいては、公助・共助・自助の仕組みはどれも非常に大切ですが、公助がパンクしないためにも、共助と自助をしっかり構築しておく必要があります。自助については、例えば一戸建てであれば物置を設置して備蓄をしておけば、食料の確保はある程度可能だという話もありました。共助の仕組みを整えれば、公助への負担も軽減できます。しかし、前回の日本大学秋川先生のお話では、結局外から食料を運ばざるを得ないという指摘もありました。

それでも私は、域内でうまく循環させる仕組み

をつくる必要があると考えています。「自給家族」は、押井営農組合が収益を確保するための仕組み（CSA）としてを紹介されたものですが、私の視点では、消費者側にとっても大変意味があると思います。距離の問題はありますが、いざというときの食料確保を「家族同然のもの」として、実家の蔵に米があるという感覚で捉えられるのではないのでしょうか。

これは自助と共助の新しい形であり、都市住民と農村地域の人々が地域をまたいで共助を築くことができれば、フードセキュリティにつながります。そうなれば、公助、つまり自治体の負担も軽減されます。

「押井営農組合」の事例は、消費者側にとってはフードセキュリティの確保、生産者側にとっては収益の確保という両面で意味を持ち、非常に示唆に富んでいると感じます。

現在米価が上昇している中、CSAの価格は世間相場より低いのでしょうか。

可知：低いです。

福与：そうであれば、「自給家族」はすでにフードセキュリティを発動しているともいえると思いますが、その点はいかがでしょうか。

可知：福与先生がおっしゃるとおり、「自給家族」になった人たちは、いざというときに自分の食料を確保できる安心感や、田舎に堂々に行ける場所ができたことを非常に喜んでいました。価格については、2025年産から3万9,000円に引き上げましたが、それまでは3万円であり、完全に逆ざやになっていたため値上げしました。それでもやめる人はほとんどいません。生産者と消費者が一体となって地域を守る仕組みが機能しています。

ただ、この仕組みは小規模地域に適しており、100ヘクタールや1,000ヘクタール規模の産地では成り立ちません。大規模産地は別の契約形態が必要です。

小さな地域では地域のファンをつくることが重要であり、この取り組みは全国の消滅危機にある

（※4）第4回研究会（2025年8月26日開催）の基調講演「食料支援物資供給対策の現状と課題」
講師 日本大学商学部 教授 秋川 卓也 氏

中山間地域を救うモデルになることを目指しています。ぜひ同調していただきたいと思います。

福与：押井宮農組合について、さらにお聞きしたい。以前、調査させていただいた時の話では、押井宮農組合は近隣集落に「まるっと方式」を広げていこうという動きがあったと記憶しています。それが今どうなっているのかを教えてください。

可知：押井は一つの集落ですが、押井を含む9つの集落で農村RMOに取り組んでいて、2025年度で事業が終了します。現在は「しきしまの家運営協議会」という任意組織で活動しており、2026年4月1日に法人化する予定です。押井宮農組合はエリアを広げ、名称も変更し、9集落全体に考え方を広げる方針です。周辺の集落からも出荷者を募って取り組んでいます。

当初は隣の集落に「同じように組織を作ってほしい」と声をかけていましたが、「押井はあなた（鈴木代表理事）がいるからできたけど、どこにでもそういう人がいるわけじゃない」という意見があり、押井宮農組合が周辺を取り込む形に変わりました。2025年度はまだ法人化していませんが、農地集積・集約化の取り組みを周辺2集落で進めており、押井宮農組合が受け手となっています。昔の小学校区を単位に広げていこうという動きです。

福与：押井宮農組合が広げるとき、それは「まるっと方式」によるものなのか、それとも押井宮農組合が個別に引き受けているのですか。

可知：「まるっと方式」は、先ほどもお話ししたように、集落で合意形成ができて、集落全体で農地をまとめるという仕組みです。農用地貸出希望申込書と農用地利用集積等促進計画に判を押してもらう必要があるため、個人の意思が入ります。「みんなでやろう」という話にならないと進みません。進める際には、農地バンクの活用率もありますので、ある程度まとまって、一気に進める必要があります。

現在、押井宮農組合を含む9集落のうち2集落は2025年度に動いています。11月末に農地保全部会があり、その場で「2026年度もこういう形で予

算要求しているの、残ればこちらも活用できますから、続けませんか」という話をする予定です。

集落ごとに温度差があり、音頭を取る人がいないと進みにくいのが現状です。

形としては個別ではなく、集落単位でまとまったら、その集落が農地バンクを経由し、一般社団法人「しきしまの家」が借り受ける仕組みです。

福与：3集落まで「まるっと方式」でやるのが固まってきているということですね。良いやり方だと思いますが、単純計算すると、3集落になれば10ヘクタールが30ヘクタールになり、9集落だと100ヘクタールくらいになりますが、適正規模を超えてしまうことはありませんか。

可知：「しきしまの家」全体で60ヘクタールです。今の10ヘクタール分は希望者が多く、「自給家族」が多いので、周辺地域の趣旨に賛同してくれる人たちにも入ってもらっています。そういう関係もあります。全体で60ヘクタールです。

中山間地域は集落ごとに飛び地のようにしているので、次に続くところが今度の保全部会で「うちもやってみようかな」という声の一つ二つ出てくれるといいなと思っています。進み方はゆっくりですが、あまり時間をかけすぎると本当に農地が守れなくなるので、急ぐ必要があります。ただ、地元の人たちがやる気にならないと何ともなりません。

福与：実は私自身も、大学のある茨城県阿見町の地域計画でファシリテーターを務めました。いちばんの悩みは地権者が話し合いの場に出てこないことでした。ただ、「この団地のことについて話し合います」と本当に身近なテーマになると、「わが事」として出てくる人もいます。それでも全員は出てこないため、役場職員や農業委員などが地権者を訪問して調整することが必要となります。押井のような中山間地域なら土地所有者と耕作者が同じであることも多いと思いますが、規模が大きくなると地権者をどう引っ張り出すかが課題となります。私の経験では、10ヘクタール程度の農地団地に絞り込まないと話が進まないという印象です。

可知：エリアはやはり合意形成ができる範囲だと思います。地域計画も本来はもっと小さいエリアでやるほうが実質的な話ができますが、数が多いと行政が対応できないので、どうしても大きくなりになってしまいます。そうすると、現実的な議論が難しくなるので、その下にある集落でどれだけ話し合いをするかが重要です。

(2)「地域まるっと中間管理方式」が進む地域と進まない地域の差

福与：「まるっと方式」を良い仕組みだと思っても、なかなか進まない状況があります。その理由はどこにあるのでしょうか。

可知：急速に拡大しない理由として、私自身が細々とやっているからかもしれないと思うことがあります。

2024年7月、11府県21法人だった時点で、法人間の情報交換を目的に「地域まるっと中間管理方式取組法人交流会」を開催しました。21法人が自分たちの取り組みを紹介し合う場で、日本農業新聞が当日の朝、一面で大きく報じたことから、記事に記載されていなかった地域から多数の問い合わせがありました。その後、福島や岩手など既存の地域に加え、新規の取り組みも増えました。

地域の将来を真剣に考えている人はアンテナを張っていて、「これは自分たちの地域に合うかもしれない」と感じた人はすぐに相談してきます。しかし、相談を受けた側（行政側）が知らないために対応できないケースが多いのです。

そのため、講演に呼ばれる際には「必ず県、市町村、農業委員会、農地バンクの関係者を一緒に呼んでほしい」とお願いしています。知らないことは誰にでもあります、行政側の方々も地域の声に耳を傾け、柔軟に対応することが重要だと思います。

最大のネックは、制度や組織の承認に複数の段階が必要なことです。集落発の取り組みであっても、市町村、県、農政局、国、農地バンクといった多層的な調整が求められます。

福島県で取り組みが増えた背景には、農地バン

クが独自に制度を設け、事業に参加すると5万円の手付金、法人設立後には50万円の補助金を交付する仕組みを導入したことがあります。岩手県の「大野もっこの郷」も、周辺から講演依頼を受けて広める活動を行っています。こうした地域の努力が広がりの後押ししています。

私は「自分が知らないことを学ばずに対応しないのは、地域の人にとって不幸だ」と感じています。地域は隣の県や市町村を選べないため、制度や人事異動に左右される現状に課題を感じています。4月に訪問すると、人事異動に対する不満話ばかり聞かされることもあります。

(3)「地域まるっと中間管理方式」の立ち上がり経緯

石井：事実関係の質問です。「まるっと方式」は「押井押井営農組合」のところのイメージが強かったのですが、そこが全国の第1号だと思っていたのですが、第2号なんですか？

可知：「押井」は第3号です。2号は愛知県豊川市です。

石井：1号と2号が立ち上がったときの経緯を知りたいです。前例がないわけですよね？

可知：愛知県の1号である豊川市は、私が農地バンクの理事長だったときに、自分が提唱した方式を何とか実績として形にしたいと思い、直接足を運びました。もちろん、地元でしっかり動いてくれる人がいたからこそ進みました。

石井：直轄領みたいな感じですね。

可知：そういう感じで、私が足を運びました。それだけではなく、地元でしっかり推進する人がいたので進みました。

全国第1号の福井県の「太良庄荘園の郷」は、その地域のリーダーが当時、農地利用最適化推進委員を務めていました。その方がネットで私が発信している記事を見つけたんです。私は当時、バンクの理事長で、「まるっと方式」についての記事を毎週発信していました。それを読んで、「これはうちの地域にぴったりだ」と感じたそうです。

石井：アンテナが高くて、積極的な人だったんで

すね。

可知：そうです。地域の人たちは、自分たちの地域を将来どうしたいかを常に考えていますが、そこにピンと来るかどうか重要です。

石井：西和賀の大野集落営農組合の事例は、農事組合法人から一般社団法人に移行した事例に該当しますか？

可知：違います。大野集落営農組合は任意の集落営農組合で、法人化を検討しましたが、農事組合法人や株式会社では折り合わず、「まるっと方式」に至りました。

自分で農業をやりたい人たちを巻き込めるのはこの方式しかありません。だから多くの地域で採用されています。10月初めに茨城県城里町に呼ばれて行きましたが、そこも「20年前に集落営農を検討したが、自分で農業をやりたい人が多くてうまくいかなかった。この方法ならできる。今回は2度目の挑戦だ」と話していました。

（４）「地域まるっと中間管理方式」の情報提供・アドバイスのやり方

生源寺：いろいろなお話を伺いましたが、これは非常に複雑な制度ですね。しかも、その制度が変わることもある中で、現地の方にアドバイスやレクチャーをされるのは、かなりご苦労されているのではないかと思います。あるいは、少しシンプルにして提示するのか、最初は簡潔にして徐々にレベルを上げていくのか、そのあたりの情報提供やアドバイスはどのようにされているのでしょうか。

可知：どういう人たちが対象で、その地域がどういう理由で私に声をかけたのかを常に考えながら資料を構成しています。構成しても、場合によっては飛ばすこともあります。地域の人にとって的外れな話をしても意味がないので、取捨選択するために「どういう人が参加して、どういう意識なのか」を確認します。

一番難しいのは集落から呼ばれるときです。課

題が明確なので絞りやすい反面、非常に慎重に対応しなければなりません。私が発行しているブックレット^(※5)は2021年に出したものに、事例紹介を増やし、自分で学んだことも加えています。最初にネットで配信したときは、もっと分野が狭かったのですが、今は総務省の仕事なども含めています。特定地域づくり事業協同組合は非常に優れた制度だと思いますが、「まるっと方式」はそのミニチュア版のようなイメージです。

私は中山間や多面的機能支払も取り込んだほうがよいと考えています。しかし、組織をいくつも作るのは非効率で、絵に描いた連携は実際には機能しないことが多いので、できるだけ組織は少なく、シンプルにと考えています。

地域の人たちがどうしたいかを否定せず、なおかつ、「可知が言うとおりにやる」と言うのも危険なため、「あなたたちがやりたいように、そのときにうまく活用してください」という姿勢で臨んでいます。

（５）農地バンクとの関係

生源寺：制度や政策的な話として、農地バンクに関連したことをお聞きします。可知さんは当初、農地バンクの理事長職にあったので詳しいと思いますが、2012年には市町村ごとの農地利用集積円滑化団体があり、その後2年で都道府県単位の農地バンクが設立され、一時は両者が併存する形になっていました。当初は非常に高い目標を掲げていましたし、都道府県単位にしたことで市町村を越え、特に農家や農業法人ではない農外からの参入を促す狙いがあったのではないかと思います。

今日のお話では農地バンクそのものについてはあまり触れられませんでした。私の理解では、貸し借りの手続きや借地料の徴収・配分を農地バンクが担うことで、非常に効率的にできるはず。まるっと方式と農地バンクの目標との関係や、まるっと方式には農地バンクをうまく適用すれば効率的にできるという意味合いがあるのか、その

(※5) 地域の農地を守る新たな選択肢「地域まるっと中間管理方式」(2025年7月発行 興栄印刷株式会社)

点についてお聞きしたいと思います。

可知：私は理事長時代、全国で文句ばかり言っている理事長が多かった中で、文句を言っても始まらないと思っていました。現場が制度をつくるという思いで県職員時代からやってきたので、先に認められることをやってしまえば制度が後からついてくると考えていました。中間管理事業は東北や北陸では使いやすいシステムですが、樹園地地帯の和歌山や四国、畑作地帯の千葉などでは使にくかった。やはり先手を打ったところが有利です。

機構集積協力金についても、私が理事長だったとき、地域集積協力金を個人配分したところがありました。それは一時金で終わり、結局受け皿がないからそうせざるを得なかったのです。私はそれを地域の活動経費に回せる受け皿をつくり、非課税扱いにできればよいと考えました。農事組合法人が機構集積協力金を受けると法人税がかかりますが、一般社団法人なら非課税です。

私は勝手連だと思っています。農林水産省を勝手に応援した勝手連です。政策に全面賛成だったわけではありませんが、始まったものは最大限活用するほうがよいと考え、提唱しました。

今では農地バンクの優良事例集に「まるっと方式」が掲載されています。基盤整備や中山間対策、新規就農者確保などの取り組みの中に位置づけられています。

今は、1 俵6,000円でも作れる稲作を進めようというところと、そういう取り組みに乗らない地域があり、その農地をどうするかで悩んでいます。その手法として「まるっと方式」が認められているのだと思います。

農地バンクは制度をうまく使うことが重要で、有利なように予算を組ませる工夫が必要だと考えています。

生源寺：農地の賃貸借のマーケットが、貸し手優位から借り手優位に変わり、借りようと思えばいくらかでも借りられる一方で、借り手がいない農地が続出するようになった。構造が大きく変わったことを前提に考えると、可知さんが頑張っておら

れることがよく分かります。

可知：いずれにしても、人です。全部をロボットがやれるわけではありませんし、AIで片が付くわけでもありません。当面は国内にいる農村志向の若い人たちの取り合いになると思います。農産物の販売で「産地間競争」という言葉は、私は嫌いでしたが、若い人を呼び込むのはまさしく産地間競争です。「これは産地間競争ですから、負けないように」と言ったところ、みんな同じことを言っています。

(6) 小さな地域での取り組み

林：「まるっと方式」は非常にすばらしい制度だと思います。ただ、私が普段研究している地域は本当に山奥で、小さい農地が点在していて、集めても1ヘクタール程度あるのかというところなんです。この方式が成立するためには、どれくらいの農地面積が必要なのでしょう。

可知：「機構集積協力金をできるだけうまく取り込んでください」というのが一つの狙いで、それを機械の更新費用や法人の運営費に使ってほしいという考え方です。そうすると、面積が多いほど協力金の額も増えます。今のお話のような条件だと、例えば合わせて10町歩で地域集積協力金が3万4,000円なら、340万円になります。中山間地域でも0.5ヘクタールのまとまりがあればいいのですが、飛び地になると集約化奨励金がすべて入るかどうかは分かりません。

ただ、地域を守るためにやたらとエリアだけ広げればいいのかというと、たぶんまとまりません。今のような地域なら、協力金は「ないよりはあったほうがいい」という程度で、ほかの要素も組み合わせる必要があります。

2025年7月に愛媛県東温市奥松瀬川地区に呼ばれて行きましたが、そこも押井の事例に似ていて、地域おこし協力隊で入ってきた若い人が元気に活動していました。結局、答えは一つではなく、地域を守るために何ができるかをみんなで知恵を絞ることから始めるしかありません。

その話し合いの場に高齢者ばかりが集まっても、

なかなかいい知恵は出ません。若い人が少しは必要です。そういう地域で大事なのは、移住者が来てくれるような風土です。行く側も受け入れる側も心がけが必要ですが、受け入れる側がよそ者扱いすると居心地が悪くなり、人は来ません。ただ、好き勝手にやってもらえばいいわけでもないので、来る人の選別も必要です。

林先生がおっしゃったような地域は、若い人を呼び込める工夫をしないとイケません。地域の人は土地を先祖から受け継いで、自分の代で終わらせるのは申し訳ないという思いがあります。そのときにどうするか。女性の意見も取り入れて、みんなで知恵を出し合うしかありません。今おっしゃった面積のスケール感だと、呼ばれても私も難しいなと思いつながら聞いていました。

(7) 地域で生活できる仕組み

林：新規就農者の所得目標が250万円とありますが、新規就農者としてどういう人をイメージしているのでしょうか。例えば高校を出てすぐの人なら250万円で満足できると思いますが、40歳や50歳で子育てをしている人が250万円だと厳しいのではないかと思います。若い人が入っても、10年くらいで辞めてしまうようなイメージなのか、そのあたりはどうでしょうか。

可知：図21に示していますが、認定新規就農者になると資金を有利に借りられるなどのメリットがあります。その基準が250万円です。おっしゃったように、家族で来た場合も、学校を出たばかりの人も、基準は同じです。大事なのは、その人がどれくらいの所得がないと生活できないかということです。夫婦で来る場合は、両方とも認定新規就農者になって、計画上は合わせて500万円としますが、実際にそこまでいくのは難しいです。ただ、両方が資金を受けられるようにすることが重要です。

地域おこし協力隊は年間480万円が上限で、最長3年間です。実際には、学校を出たばかりなら給料は月20万円程度で、年間240万円プラス福利厚生費という形です。差額は市町村の経費や受け

入れ団体の指導経費に充てられます。家族で来る場合は20万円では厳しいので、もう少し出すところもあります。来る人にとって、総務省の制度でどれだけお金がもらえるかは重要な判断材料です。

私のお勧めは、地域おこし協力隊は3年で任期が終わるので、その後に「集落支援員」という制度を活用することです。集落支援員は、集落の課題に取り組む役割を担うため、本来は集落に精通している人が適任とされ、長老の方が務めるケースが多いのですが、外から来た人にこの役割を担ってもらうことで、地域に定住し、家族で生活できる仕組みをつくることができます。

さらに、地域おこし協力隊の卒業生を対象にした「地域プロジェクトマネージャー」という制度もあります。これも総務省の制度で、任期は最大3年だったと思いますが、市町村で2名までという制限があります。年収は680万円程度だったと記憶しています。こうした制度を活用することも手です。

私はいつも「総務省の制度を上手に使いましょう」と話していますが、集落支援員制度は適切に活用されていない事例が多いのが現状です。

地域の人でも構いませんが、外から来た人が生活できる仕組みをつくるのが重要です。本当に農業で自立したい人は技術を身につける必要がありますが、資材費が高騰している現在、露地栽培ならともかく、施設でトマトやイチゴを作るのは非常に難しい状況です。「まるっと方式」を導入する地域では畑地も含めて対応する必要がありますが、その経費をどう捻出するかが大きなハードルです。

(8) 基盤整備のあり方

松田：図21記載されている「基盤整備」に関する感想です。基本法に食料安全保障という文言が強調され、農地を使う人がどんどん減り、荒廃農地が増えていく中で、2025年度から国のハード整備を今後どう進めるべきかというあり方を考える会議に出ることになり、非常に頭を悩ませています。

その会議は完全にハードだけを考える場で、費

用対効果をどう算定するか、投資効率があるか、大地震が起きた場合のインフラのあり方など、どんどん議題が増えていきます。とにかくハード中心です。

ですが、ハードで整備した農地を、地元で使い続けて生産し、食料をつくるためのソフトの仕組みと人がいなければ、どれだけハード整備をしても意味がありません。今後、人口が減り、農業をする人も減っていくことが分かっている中では特にです。

ソフトとハードを別々に考えていては本当にだめです。人口が増えていた時代なら、ハードを整備すれば使ってくれる人がいたかもしれませんが、これからはどういう形で、今日学んだような多様な工夫を取り入れながら、農地を使い続け、守る仕組みをつくり、人を育て、食料供給の基盤にしていけるのか。どうやって農地を守っていけるのかと、ずっと悩みながら聞いていました。

研究者の間では、方向性としてハードとソフトは不可分で、一体的に考えなければ農地のマネジメントはできないという答えは出ていると思います。しかし、現場に落とし込むのが難しく、そこに大きなギャップがあります。実装が追いつかないのが現実です。

ハードを整備し、農地を利用し、食料を生産し、経営が回り、農地を維持し、老朽化したら更新し、再整備する。このサイクルがうまく回ることで、食料安全保障につながる農地のマネジメントがハードとソフトの両面で実現できると思います。

今の状況で、現場で一番困っていることは何でしょうか。

可知：今回も基盤整備の話をしました。地域の人は、現地に行くとき大抵は農地に案内してくれて、「ここをこんなふうにしたい」という構想を持っています。ただ、今の制度はどんどん細かくなり、特化した条件が増えて、使い勝手が非常に悪い。最後は残った予算をたたき売りのように使う制度もあります。お金はもっと有効に使うべきだと思います。

私が望むのは、あまり細かくせず、フレキシブ

ルに対応できる枠組みです。

そして、大事なのは、地域の皆さんが構想を持っていることです。それがいないところに制度を売って込んでも、たぶん飛びつきません。しかも、条件があってもこれがあると、「そんなに条件があるならやってくれない」となってしまいます。そういう制度設計を誰が主導しているのか、国なのか分かりませんが、現場のニーズに対応できていないと思います。

(9) 大規模地域の課題

高橋：北海道や新潟県本土、秋田県が事例にないのは、経営的規模が比較的大規模な地域ではすでに別の体制ができていて、あるいは法人化されているなど、農家がしっかり存在しているという理解でよいのでしょうか。

可知：大きな地域では株式会社で経営しているところはかなりあります。ただ、そうした地域でも集約には悩んでいます。集約が進んでいません。「全然やってくれないじゃないか」という声もあります。皆さん自己開発で一気に進めた結果、ほ場が入り乱れた状態になったのだと思います。制度が変わって円滑化が統合されても、円滑化事業がそのまま残り、基盤法の農地利用権設定等促進事業も終期を迎えても継続される。結局、その時点で集約をやっていないので、課題が残っています。

岩手県北上の西部開発農産は1,200ヘクタール規模ですが、そういう大規模法人があれば、「まるっと方式」には乗らない地域もあります。それぞれ地域の事情や考え方が違います。

(10) 後継者の課題

高橋：私の理解では、「まるっと方式」をやりたいとか、可知先生に相談したいという場合、必ず誰かリーダーやきっかけになる人がいると思います。その方がいなくなったり、後継者がいなかった場合、その団体はどうなるのでしょうか。特に機械の更新など、大規模団地では大きな投資が必要になるとは思います。最初の補助金がなくなっ

た後は、別の仕組みがあるのでしょうか。

可知：機械の更新に協力金を充当するという話をしましたが、実際には限界があります。今日紹介した中で最も多くもらっているのは「原ドリームコミュニティ」で、約6,000万円です。「6,000万円もらったので法人の事務所を持ちたい」と言っていました。しかし、多くの場合は2,000万円台なので、中古機械なら何台か買えるかもしれませんが、次の更新まではとても足りません。結局、独立採算で最低限の利益を生み出しながら回していくことになります。

高橋：次のリーダー、団体のリーダーについてはどうでしょうか。

可知：まだその時期は来ていませんが、いずれ必ず課題になります。

高橋：新規就農者や、それに近い人が後継者になるのでしょうか。

可知：多くの法人では、設立時の役員は同年代で占められています。良い事例として、今日は紹介しませんでした。岩手県一関市の「かじかの里下内野」があります。そこでは役員会の下に企画委員会のような組織をつくり、負担を軽くして「役員会にはできるだけ顔を出してね」という形で次世代を育てています。

ただし、その次の世代が、親子ほど年齢が離れていると難しいです。親はいつまでも子どもを呼び捨てにしたり、子どもは親が偉大だとプレッシャーを感じたりします。だから、親子ではなく、15歳くらい年が離れた人を入れるのが理想です。

最初からすべて整えるのは難しいですが、動き出したら次のことを考えるのは重要です。

高橋：次のリーダーに相応しい方は、内部から自然に出てくるのでしょうか。それとも仕組みをつくらないとだめなのか。組織がうまく機能していると「自分が次をやるのかな」という人が出てくるのでしょうか。

可知：「ふぁーむなかつがわ」では外から来た人が多く、そういう人たちがいずれ役員に入ってくると思います。内部だけで考えると難しいです。むしろUターンよりIターンのほうがいいです。

Uターンの人は地元のしがらみが染み付いていて、戻りたがらないことが多いですが、Iターンの人は新しい発想を持っています。

愛媛県東温市奥松瀬川地区では、市の農業委員会の会長が76歳で、地域おこし協力隊の人が51歳でしたが、うまくタッグを組んで進めています。

上の世代の受け入れる気持ちと、入ってくる人の思いがうまくマッチすればよいですが、成功事例ばかりではありません。それでも、道がそれしかないなら、模索し続けるしかないと思っています。